

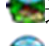
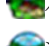






令和6年 **2**月の**安らぎ**通信

目次

- (1)  老いるインフラ 地方で放置深刻 修繕必要な橋、6割未着手
- (2)  災害時の薬 どう備蓄 巨大地震や疫病を想定
- (3)  避難所生活で認知症悪化も 静かで落ち着く環境 重要
- (4)  被災建物、35%「危険」判定 能登地震で石川県内
- (5)  避難場所 5000 か所 津波リスク 5M以上浸水 700 か所
- (6)  「阪神」の教訓、能登で再び 耐震 防災 緊急道
- (7)  長引く断水 衛生管理に壁 能登地震
- (8)  ビル倒壊 首都圏もリスク 大型も耐震性不足 1100 棟



(1) 老いるインフラ 地方で放置深刻

修繕必要な橋、6割未着手 脆弱な予算・職員 響く

*2040年に建設から半世紀以上が経過する施設は橋梁で75%、港湾で66%、トンネルで53%。

*全国の道路や橋などでは、5年に1度の点検が義務化されています。

*2023年末、政令指定都市を除く市区町村が管理する施設のうち橋梁の60.8%、トンネルの47.4%は修繕していませんでした。

*国管理で未着手なのは橋梁だと37.7%、トンネルだと31.5%。

*区町村の堤防・護岸などで修繕に未着手の割合は85.9%。

*国管理での割合は78.4%。

*市町村の歳出で道路や橋などの整備に充てる土木費は2021年度に6兆5000億円程度。

*ピーク時の1993年度から43%減。

*国交省が所管するインフラを予防保全した場合、2048年度の維持管理・更新費は、事後対応より5割ほど縮減できる見込み。

(2024年1月11日 日本経済新聞記事より抜粋)

(2)  災害時の薬 どう備蓄 巨大地震や疫病を想定

解熱剤やかゆみ止め / 外出時は3~7日分

☆家に備えておきたい市販薬やサプリメントなど

- 総合感冒薬
*前立腺肥大のある人は、抗ヒスタミン薬など抗コリン作用のある成分が入っていないものを。
- 解熱鎮痛薬
*子供は子供用を。
*腎疾患、アスピリンぜんそくなどの人は、アセトアミノフェンを。
- 胃腸薬
*普段飲みなれたもの、総合胃腸薬を。
- 便秘薬
*普段飲みなれたもの、浣腸タイプを。
- 総合ビタミン剤
*ビタミン、ミネラルがバランスよく入っているものがよい。
- 経口補水液
- 湿布薬
*冷湿布がよい。
- 目薬
*1回ごとに小分けされた涙成分のものを。
- かゆみ・かぶれ止め
*ステロイド軟膏など。
- ハンドクリームなど保湿クリーム ●ガーゼ・包帯 ●体温計
- 携帯用カイロ、冷却パック

☆常備薬の保管・管理のポイント

- *家族全員が分かる、子供の手の届かない、冷暗所（室温）にひとまとめにする。
- *年に1回在庫や使用期限をチェック。
- *薬は外箱と添付文書ごと保管し、使用期限や用法用量などが分かるようにしておく。

☆基礎疾患がある人の薬の備えと注意点

- *手元の薬が無くなるように、いつも飲んでいる薬がなくなる1週間前には受診。
- *外出時は3~7日分の薬を持ち歩く。
- *お薬手帳には日ごろ飲んでいる市販薬やサプリメントの情報も書き込んで持ち歩く。
- *嘔吐や下痢で食事がとれないときの常用薬の服用や中止の仕方について、かかりつけ医に相談しておく。
- *服用しない方がよい市販薬について相談しておく。

(2024年1月13日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



(3) 避難所生活で認知症悪化も

静かで落ち着く環境 重要 東日本大震災後の調査

- *東日本大震災後の実態調査では、避難所で認知症の症状が現れるケースが多く報告されました。
 - *認知症の人は急激な環境の変化に弱く、避難所生活が症状の悪化を招く恐れ。
 - *避難所では、イライラして落ち着かない様子や、徘徊、帰宅願望など、多くの認知症の症状が確認されました。
 - *地震があったことを忘れてしまう人もいました。
 - *介護する人の疲弊も深刻。
 - *支援者側が感じる認知症の人が避難所で過ごせる限界は、1~3日との回答が7割。
 - *平均は3.11日。
 - *専用スペースの確保や、顔見知りの方が近くにいるなど静かに落ち着ける環境づくりが重要。
- ☆認知症の人の避難所支援のポイント

- *専用スペースの確保や、顔見知りの方が近くにいるなど、静かに落ち着ける環境をつくる。
- *会話するときは急がせず、驚かせない。
- *早期に福祉避難所などへ移動を。名前、年齢、病歴などを紙に書いて準備。

(2024年1月16日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(4)  被災建物、35%「危険」判定 能登地震で石川県内

住宅被害 2万棟超

*能登半島地震で、石川県内の倒壊を免れた建物を対象とした応急危険度判定では、1月15日までに調べた建物の約35%が、立ち入り禁止の「危険」と判定。

*熊本地震では約27%、阪神大震災が約14%、東日本大震災は約12%（火災で焼失したりした建物は判定の対象外）。

*輪島市は「危険」が約52%、珠洲市は約46%。

(2024年1月17日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(5)  避難場所 5000か所 津波リスク

5M以上浸水 700か所 代替施設の確保必要

[日本経済新聞社調査]

*被災時に命を守る自治体指定の避難場所の少なくとも約5000か所が、大規模な津波で浸水する恐れ。

*垂直避難が可能な津波用(訳4万か所)を除く73,506か所の避難場所のうち、4,989か所(6.8%)が浸水の恐れがある区域内に。

*浸水の深さは、2,569か所で1M以上5M御南、727か所で5M以上となる可能性。

*浸水の恐れがある避難場所は、北海道(570か所)を除けば西日本に多く、大阪府が539か所、広島県が506か所。

*大阪市が520か所で突出して多くなっています。

(2024年1月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(6)  「阪神」の教訓、能登で再び 耐震 防災 緊急道

阪神大震災 29年 防災対策見直し必要

*防災に関する国や自治体の基本方針を定めた「災害対策基本法」も、策定のきっかけは「伊勢湾台風」(1959年)。

*1995年の阪神大震災は防災のあり方の転換点となりました。

- *「耐震」や「防災」など地震を念頭に置いた防災体制の強化やインフラの整備などが重視されるようになりました。
- *「耐震改修促進法」や「密集市街地整備法」などの法整備が進められました。
- *住民の耐震診断や改修に補助を出しました。
- *2003年に75%だった全国の耐震化率は87%まで上昇。
- *能登半島地震は地方での対策の遅れを浮き彫りにしました。
- *石川県輪島市の耐震化率は46%（2022年度）、珠洲市で51%（2018年度）。
- *阪神大震災では断水によって消火栓が使用不能に。
- *当時の神戸市の排水管の耐震化率が1割に満たなかったことも要因に。
- *全国の主要水道管のうち、「耐震適合率」は2021年時点で41.2%。
- *石川県は36.8%。
- *都道府県が地域防災計画などに基づき、災害時の一般車の使用を制限できる「緊急輸送道路（緊急道）」が阪神大震災の教訓から導入されました。
- *緊急道は全国約11万km。
- *過疎化や高齢化が進行する地方での防災力の難しさがあります。
- *高齢世帯が多い地方は「後に住む人がいない」として、建て替えに慎重な世帯も少なくありません。
- *水道の耐震化の遅れも、人口減少により料金収入が減り水道事業の経営が厳しくなっていることも関連しています。

（2024年1月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）



(7) 長引く断水 衛生管理に壁 能登地震

口腔ケア指南／移動式ランドリー 心身悪化防止へ支援の輪

- *歯磨きができなければ口内細菌が増え、健康悪化につながります。
- *災害時は栄養不足や免疫力の低下でリスクが高まります。
- *飲み水が入手できても歯磨きに使うのはもったいないとためらう人がいるとみられます。
- *洗濯も切実な問題。

☆避難生活での口のケアのポイント

歯ブラシがない時	*食後に少量の水やお茶でうがいする。 *ティッシュで歯の汚れをふき取る。
水が少ない時の歯磨き	*約 30 ミリの水を用意。歯ブラシを濡らして磨き、合間にブラシの汚れをティッシュでふき取る。水を少量ずつ口に含み 2〜3 回すすぐ。
唾液を出す工夫	*耳の下やほほ、顎の下をもんだり、温めたりする。

災害時、断水の備えは 生活用水、風呂にためる

給水用に運べる容器を

☆災害による断水を見据え、普段からの準備が必要。

- *1人1日3リットの飲料水を3日分備蓄。
- *生活用水に使えるように風呂に水をためておく。
- *給水を受けるため、徒歩でも無理なく運べる10リットル程度までの容器を準備する。

(2024年1月30日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(8)  ビル倒壊 首都圏もリスク



大型も耐震性不足 1100棟 能登地震で教訓

「長周期」対策急務

*2022年3月時点で、1981年以前の旧耐震基準で建てられた全国の商業ビルなど「要緊急安全確認大規模建築物」約1万1000棟のうち約1100棟が、震度6強以上で倒壊や崩落の危険性が「高い」か「ある」と診断されました。

*耐震改修促進法は、不特定多数が利用する施設側に耐震診断の実施や結果報告を義務付けています。

*耐震改修の実施は努力義務にとどまります。

*国は要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に補助金を出す制度を設けていますが、割合は最大で3分の1。

*耐震化しても、高層ビルを長くゆっくり揺らす「長周期地震動」による
損傷や人的被害のリスクは残ります。

☆大規模建築物の耐震化は不十分

	耐震性なし (棟)	耐震化率 (%)
東京都	193	89.7
北海道	105	84.3
大阪府	74	90.7
兵庫県	72	88.2
神奈川県	55	94.3
全国	1101	90.1

(2024年1月31日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

